

## 厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、要介護・高齢者等の歯科診療の機会を確保するため、厚木市歯科保健センターにおいて、要介護・高齢者等の歯科診療を運営する一般社団法人厚木歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に対し、厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「要介護・高齢者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者、同条第4項に規定する要支援者その他一般の歯科診療所での診療が困難である高齢者等
- (2) 歯科救急患者

### (補助対象者等)

第3条 補助対象者は、歯科医師会とする。

- 2 補助対象経費は、毎週日曜日（年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）の午前9時から午後1時までの間、要介護・高齢者等に対する歯科診療を運営するために要する歯科医師手当、歯科衛生士手当、事務員手当及び交通費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- 2 前項による補助金の額に千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする歯科医師会の代表者（以下「申請者」という。）は、厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

### (交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、厚木市要介護・高齢者等歯科等診療補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 補助金は、その額の2分の1を6月に、残額を12月の2期に分けて交付するものとする。

### (患者取扱い状況等の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた歯科医師会の代表者は、月ごとに患者取扱状況届を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた歯科医師会の代表者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) 月別の取扱い患者数を示す書類
- (4) 補助金事後評価書

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団体名

ふりがな

氏名又は代表者名

生年月日 T.S.H 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

次のとおり申請します。なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 事業(事務)の名称		
2 施行場所		
3 申請金額等	申請金額	円
	同上算出基礎	
4 計画概要		
5 事業効果		
6 着手予定年月日	年 月 日	
7 完了予定年月日	年 月 日	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/>	

第2号様式（第6条関係）

<p>厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">厚木市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金については、次のとおり決定したので通知します。</p>	
1	<p>事業（事務） の 名 称</p>
2	<p>補助金交付 決定金額</p> <p style="text-align: right;">円</p>
3	<p>補 助 条 件</p> <p>(1) 補助金は、要介護・高齢者等に対する歯科診療のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法等により補助金の交付を受けたことが判明した場合や暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。</p> <p>(5) 補助金の交付時期 6月 12月</p>

第3号様式（第8条関係）

<p>厚木市要介護・高齢者等歯科診療補助金事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 厚木市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 団 体 名 氏名又は代表者名</p> <p>次のとおり報告します。</p>	
1 事業(事務)の名称	
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実 績 の 概 要 (内容、効果等)	
7 次年度以降の事業の 取組への考え方	
8 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 取扱い患者数関連書類 <input type="checkbox"/> 補助金事後評価書